

毎週火、金曜日発行（但休日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇告示 土地改良区の成立
- 牛の結核病検査等の実施
- 豚コレラ予防注射の実施
- ◇公告 危険物取扱主任者試験の実施

## 告 示

### 鳥取県告示第二百十四号

八頭郡郡家町大字別府二四七番地 平尾岩雄ほか十四人の者から申請のあつた別府下津黒土地改良区は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十条の規定により昭和三十八年五月四日成立した。

昭和三十八年五月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 鳥取県告示第二百五号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて結核病及びブルセラ病検査を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき、牛の所有者に対して検査を受けることを命ずる。

昭和三十八年五月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 結核病及びブルセラ病予防のため
- 二 実施の区域及び場所 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
  - 牛 搾乳の用に供し又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同一構内で飼育している牛。
  - ただし、生後六ヶ月以内のもの、分べん前一ヶ月以内のもの及び分べん後一ヶ月以内のものを除く。
- 四 実施期日 別表のとおり
- 五 注射、検査及び駆除の方法
  - 結核病検査…ツベルクリン皮内反応

ブルセラ病検査 ……ブルセラ急速凝集反応、国際法別表

一 実施期日 五月六日 五月九日  
二 実施区域 東伯町古布庄 古布庄

鳥取県告示第二百十六号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて豚コレラ予防注射を実施するから、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第六条の規定に基づき、豚の所有者に対して注射を受けることを命ずる。

昭和三十八年五月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 豚コレラ予防のため
- 二 実施の区域 県内全域
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

豚。ただし、生後五十日以内のもの、分べん前一月以内のもの及び分べん後一月以内のものを除く。

四 実施期日 昭和三十八年五月八日から六月七日までの期間各隊巡回  
五 注射の方法 豚コレラ予防液皮下注射

公 告

消防法(昭和23年法律第186号)第173条の2第3項の規定に基づき、危険物取扱主任者試験を次のとおり実施する。

昭和38年5月4日

鳥取県知事 石 破 二 朗

1 試験の期日及び場所

試験の期日 昭和38年6月23日午前8時30分から  
試験の場所 鳥取市東町1丁目220 鳥取県庁講堂

倉吉市堺町

米子市錦町

倉吉東高等学校

米子西高等学校

2 試験の種類

1 甲種危険物取扱主任者試験(以下「甲種試験」という。)

2 乙種危険物取扱主任者試験(以下「乙種試験」という。)

3 試験科目

1 甲種試験の試験科目は、次のとおりとする。

A 基礎物理学及び基礎化学

- イ 危険物の取扱作業に関する保安に必要な高度の基礎物理学
- ロ 危険物の取扱作業に関する保安に必要な高度の基礎化学
- ハ 燃焼及び消火に関する高度の基礎理論

B 危険物の性質並びにその火災予防及び消火の方法

- イ すべての種類の危険物の性質に関する高度の概論
- ロ 危険物の類ごとに共通する特性
- ハ 危険物の類ごとに共通する火災予防及び消火の方法
- ニ 品名ごとの危険物の一般性質

ホ 品名ごとの危険物の火災予防及び消火の方法

2 乙種試験の試験科目は、次のとおりとする。

A 基礎物理学及び基礎化学

- イ 危険物の取扱作業に関する保安に必要な高度の基礎物理学
- ロ 危険物の取扱作業に関する保安に必要な基礎化学
- ハ 燃焼及び消火に関する基礎理論

B 危険物の性質並びにその火災予防及び消火の方法

- イ すべての種類の危険物の性質に関する概論
- ロ 第1類から第6類までのうち受験に係る種類の危険物に共通する特性
- ハ 第1類から第6類までのうち受験に係る種類の危険物に共通する火災予防及び消火の方法
- ニ 受験に係る種類の危険物の品名ごとの一般性質
- ホ 受験に係る種類の危険物の品名ごとの火災予防

及び消火の方法  
危険物に関する法令

4 受験資格

1 甲種試験は、昭和38年6月22日までに(イ)又は(ロ)に該当する者

(イ) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学、短期大学若しくは高等専門学校において、化学に関する学科若しくは課程を修めて卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると都道府県知事が認定した者で、6月以上危険物取扱の実務経験を有するもの

(ロ) 乙種危険物取扱主任者免状の交付を受けた後、2年以上危険物取扱の実務経験を有する者

2 乙種試験は、昭和38年6月22日までに6月以上危険物取扱の実務経験を有する者

5 受験手続

1 受験願書受付期間  
昭和38年5月10日から昭和38年5月30日午後5時まで

(郵送の場合は、昭和38年5月30日午後5時までに着信のものに限る。)

2 受験願書の提出先

鳥取市東町1丁目220番地  
鳥取県総務部地方課

3 提出書類等

(イ) 受験願書

乙種試験を受験しようとする者で同時に二類以上受験しようとする者は、受験願書を別々に提出すること。

(ロ) 4の1の(イ)に該当する者は最終学校卒業証明書化学に関する学科の単位取得証明書及び6月以上危険物取扱の実務経験を有することを証明する書類

(ハ) 4の1の(ロ)に該当する者は、乙種危険物取扱主任者免状の写し及び免状の交付を受けたのち2年以上の危険物取扱の実務経験を有することを証明する書類

(イ) 4の2に該当する者は、6月以上危険物取扱の実務経験を有することを証明する書類

(ロ) 写真1枚

受験願書提出前6月以内に撮影した脱帽正面上半身像の名刺判のものでその裏面に撮影年月日、氏名を記載したものを受験願書の写真欄に添付すること。

(ハ) 第1類又は第5類の危険物に係る乙種試験を受ける者であつて、火薬類取締法(昭和25年法律第149号)第31条第1項の規定による甲種火薬類作業主任者免状、乙種火薬類作業主任者免状若しくは、丙種火薬類作業主任者免状又は同条第3項の規定による甲種火薬類取扱主任者免状若しくは、乙種火薬類取扱主任者免状を有する者については第2項第1号イ及びロ並びに第2号ロ4及びニの試験科目が免除されますので免状の写しを添付すること。

(ニ) 受験手数料

甲種試験を受験する者は800円乙種試験を受験する者は類ごとく500円に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の手数料欄にはりつけて納付すること。

6 その他

(イ) 危険物取扱の実務経験を有することを証明する書類は実務に就いた雇用主(会社の支店等にあつては支店長)の証明

(ロ) 納付した受験手数料は、申込の取消又は受験しなかつた場合でも返還しない。

(ハ) その他不明の点は  
鳥取市東町1丁目220番地 鳥取県総務部地方課  
にお問い合わせ下さい。